

～令和3年1月開催の講習より下記の方法に変更します～

申込方法（技能講習）

- ・フォークリフト運転技能講習
- ・床上操作式クレーン運転技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・フォークリフト運転者（安全衛生教育等）
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・有機溶剤作業主任者技能講習
- ・乾燥設備作業主任者技能講習
- ・プレス機械作業主任者技能講習
- ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・安全管理者選任時研修（安全衛生教育等）

1	受付開始日時	<p>講習開催日の前月の1日午前8時30分から （1日が土日祝日の場合は、翌営業日） 注：講習会により受付開始日に変更になる場合があります。 HP「講習会受付状況」に記載していますので、ご確認ください。</p>
2	予約	<p>受付が始まりましたら、まずは、電話で予約して下さい。 電話予約後、下記を参照し、お申込手続きをして下さい。 受付開始前に到着した申込書は無効になりますので、ご注意ください。</p>
3	申込書の提出	<p>予約後、1週間以内に受講申込書を郵送にて提出して下さい。 ＊電話予約後、当協会から「予約受付確認票」をFAXしますので、 内容を確認し、申込書を郵送して下さい。 ＊予約日が講習日まで10日未満の場合には、指定する期日までに 申込書を提出して下さい。</p>
4	申込書	<p>①受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入して下さい。 ②写真（縦3cm×横2.4cm）を1枚貼付して下さい。 ③免除等について ・フォークリフト運転受講の方で自動車運転免許をお持ちの方は 免許証の写しを貼付し、事業者の証明を受けて下さい。 ・玉掛け・床上操作式クレーン運転・小型移動式クレーン運転の 力学科目の免除を受ける方は、申込書記載の該当修了証・免許証の 写しを貼付し、事業者の証明を受けて下さい。 ※個人でお申込の方は当日、当協会でもって証明いたします。 ・玉掛け「B」（経験特例）でお申込みの方は、申込書Bに必要事項 を記入の上、事業者の証明を受けて下さい。 ※事業者の証明は管理職以上の方でお願いします。 証明欄には役職名の記入もお願いします。</p>

5	支払い方法	<p>申込書到着後に、請求書・受講票を送付しますので、講習日の10日前までにお振込みをお願いします。（口座番号は請求書を参照して下さい。）なお、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。</p> <p>* 予約日が講習日まで10日未満の場合には、指定する期日までにお振込みをお願いいたします。</p>
6	受講当日	<p>講習初日に下記のいずれかの確認書類を持参して下さい。提示がない場合は合格しても修了証は発行できない旨ご了承下さい。</p> <p><確認書類（原本）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証 ・健康保険証＋現住所の確認できる書類 ・パスポート＋現住所の確認できる書類 ・在留カード
7	修了証の統合	<p>*茨城労働基準協会連合会発行の修了証に限ります</p> <p>すでにお持ちの修了証と新しい修了証との統合を希望される方は、講習初日に、所持している技能講習修了証及び技能講習修了証預かり書（茨城労働基準協会連合会HPからダウンロードできます）を提出して下さい。。</p>
8	修了証の交付	<p>全科目を受講し、修了試験に合格した方には、法定の修了証を交付します。</p> <p>合否が出るまでに約1週間かかります。結果は郵送でお送りします。送付先は、申込書に記載のある事業所所在地（個人でお申込の方は本人住所）になります。</p> <p>事業場ご担当者様宛に送付を希望される場合は、申込書下段にある「事業場担当者氏名又は受講申込本人氏名」の記名欄に事業場担当者様のお名前をご記入下さい。</p> <p>合格された方の修了証は、結果の通知に記載のある期間中に窓口へ受け取りに来ていただくか、郵送でも対応いたします（送料受講者様負担）。詳しくは合否の通知をご覧ください。</p>
9	その他	<p>* 外国人の方が受講を希望される場合は、事前にお問い合わせ下さい。</p> <p>* 受講者の氏名・生年月日・現住所は、申込書に記載されたものが修了証に記載されますので、誤りのないように記入して下さい。</p> <p>氏名は略字でなく正しく記載して下さい。</p> <p>* 学科試験のときには、必ずHBの鉛筆又はシャープペンシル・消しゴムをご持参下さい。</p> <p>* 申込締切後に取り消されたり、講習会当日に欠席された方には受講料はお返し出来ませんのでご了承下さい。</p>